

第3期訓子府町教育大綱 【概要版】

教育大綱とは

教育大綱は、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めるもので、策定にあたっては町長と教育委員会が「総合教育会議」の中で協議・調整し、町長が策定します。第2期訓子府町教育大綱が令和6年度で終了することから、新しい「第3期訓子府町教育大綱」を策定し、本町の目指す教育の実現に向け取り組んでまいります。

大綱の位置付け

「第3期訓子府町教育大綱」は、日本国憲法や教育基本法等の精神を遵守するとともに、本町の教育目標である「知」・「徳」・「体」・「勤労」・「社会」を実現するため「第6次訓子府総合計画」や「第2期訓子府町まち・ひと・しごと総合戦略」を踏まえ、さらには、本町の教育や子育てに関わる計画などを基本として策定しました。



大綱の期間

令和7年度～令和11年度までの5年間



基本理念

《誰もが幸せに生きるための、夢と生きがいをはぐくむ教育》

基本目標

1. 学校教育・「自ら学び、考え、行動する力を育てる」
2. 社会教育・「すこやかな心と体で『ちょっといいね!』の地域づくり」
3. 子育て支援・幼児教育・「安心して子どもを産み、育てることのできる教育環境を創る」

訓子府町の教育のめざす姿

訓子府町教育目標 (昭和59年10月31日制定)

この教育目標は、町民憲章が期待する町民像をふまえ、訓子府町開拓の歴史に学び、現状を鋭く見つめ、未来からの呼びかけに正しく応える豊かな人になるための目標として決めました。

- 1 自ら学び、知性を磨き、文化を創造する人に・・・知
- 2 思いやりの心を育み、人間愛に満ちた人に・・・徳
- 3 命の尊さを知り、健康でたくましく生きる人に・・・体
- 4 働くことを喜びとし、くらしを高める人に・・・勤労
- 5 郷土の恵みに感謝し、豊かな未来を切り拓く人に・・・社会



第3期訓子府町教育大綱 (概要版)

訓子府町
(事務局：訓子府町教育委員会)

〒099-1498

常呂郡訓子府町東町398番地

電話 0157-47-2122

FAX 0157-47-2600

【基本理念】

《誰もが幸せに生きるための、夢と生きがいをはぐくむ教育》

- ・次代を担う子どもたち一人ひとりの人権を尊重し、夢と希望をもって将来にわたり幸せに健やかに生きていくための力を育んでいきます
- ・人々が多様なかわり合い・支え合いの中で、生きがいと誇りをもって暮らし、幸せと感ずるよう教育による持続可能なまちづくりを目指します
- ・安心して子どもを産み育てることができ、子育てを支える環境づくりを進めます



【基本目標1 学校教育】

「自ら学び、考え、行動する力を育てる」

■次代を担う子どもたちが、生きる力を身に付け、未来に向けて自ら持続可能な社会の創り手となるよう、学校・家庭・地域が連携し、学び意欲と基礎・基本の定着、豊かな心と健やかな体の育成、地域と連携した教育活動を推進していきます。また、様々な体験や地域での活動を通して、ふるさとを知り、ふるさとに愛着を持ち、地域を支える人材を育てるための「ふるさと教育」の充実を図るなど学校教育の推進に努めます。

【基本方針】

(1) 切れ目のない「学びの連続」、「支援の継続」の推進

- 施策の柱① 幼少中高が連携し、一貫した学びの教育環境づくり
 施策の柱② 支援が必要な子どもに対する切れ目のない支援

施策の柱③ 学び意欲の向上と基礎・基本の定着

施策の柱④ 基本的生活習慣、学習習慣の確立

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

施策の柱① 豊かな人間性の育成

施策の柱② 健やかな体の育成

(3) 地域との連携と教育環境の充実

施策の柱① ふるさと教育「くんなっび学」の推進

施策の柱② 安心・安全のための体制づくり

施策の柱③ 学びのための教育環境の充実

施策の柱④ 訓子府高等学校の存続と振興



【基本目標2 社会教育】

「すこやかな心と体で『ちよっといいね!』の地域づくり」

【第3期訓子府町社会教育中期計画 (R7年度～R11年度)】
 【読書活動推進計画 (R2年度～R11年度)】

■生涯の各ステージで適切な学習や活動機会を提供し、側面的支援、環境整備を行うことにより、地域や社会の課題解決、地域づくりにつなげることを目的とします。

【基本方針】

(1) 学びを広げる～人生をもっとカラフルに

施策の柱① 幼少年期における体験活動の推進

施策の柱② 青年期における仲間づくりと自主的な活動の支援

施策の柱③ 成人期における豊かな時間をつくるための学習と活動を支援

施策の柱④ 高齢期における学びの広がりをつなぐための支援

(2) 学びを支える～地域をもっとワクワクに

施策の柱① ワクワクする活動を支援するための施設整備

～自主的な活動を支援するための施設づくり

施策の柱② ワクワクを応援する専門職員

～専門職員の配置と研修の充実

施策の柱③ ワクワクする情報の発信



【基本目標3 子育て支援・幼児教育】

「安心して子どもを産み、育てることのできる教育環境を創る」

【第3期訓子府町子ども・子育て支援事業計画 (R7年度～R11年度)】
 ■地域全体で子どもや子育てを支援し、安心して子育てができる環境を整備するとともに、すべての子どもが心豊かに育ち、あわせて保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができる環境の充実に努めます。

【基本方針】

(1) 地域における子育て支援の充実

施策の柱① 地域における子育て支援サービスの充実

施策の柱② 家庭や地域の教育力の向上

施策の柱③ 子どもの安全確保と健全育成

施策の柱④ 子育てと仕事を両立できる環境づくりの推進

(2) 妊娠・出産期から切れ目のない支援の充実

施策の柱① 妊娠～出産期の支援

施策の柱② 新生児期～乳幼児期の支援

施策の柱③ 子育て支援ネットワークづくりの推進

(3) 子どもたちの健やかな成長にとつての良質な教育・保育の提供

施策の柱① 質の高い幼児教育・保育サービスの提供

施策の柱② 幼児教育と就学期教育の提供

施策の柱③ 食育の推進

(4) すべての子どもの育ちを支える環境整備

施策の柱① 子どもの発達支援事業等の充実

施策の柱② 子育て家庭への経済的支援

